平成２２年（フ）第１５５０号
京都市西京区牛ケ瀬奥ノ防町60番地　第１ハイツ牛ケ瀬107
債務者　山本　和美
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１５８４号
京都市左京区岩倉忠在地町62番地　寿荘２号
債務者　柳本　良明
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１５９８号
京都市北区鷹峰藤林町１番地63
債務者　阿部　弘子
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１６０５号
京都市右京区梅ケ畑清水町27番地１　メープルやまだ109号室
債務者　木村　早人
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２８４号
兵庫県姫路市土山２丁目５番33号、住民票上の住所兵庫県姫路市西今宿２丁目１番21―305号　高岡中村コーポパートⅠ
債務者　山下　陽子
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第５４３号
兵庫県姫路市北平野２丁目７番１号、従前の住所兵庫県姫路市香寺町中仁野676番地10
債務者　河村　　剛
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第５４４号
兵庫県姫路市香寺町中仁野676番地10
債務者　河村美奈子（旧姓横山）
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第６７４号
兵庫県加古川市加古川町大野105番地の11
債務者　渡辺　孝子
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第７２３号
兵庫県神崎郡福崎町南田原2028番地11
債務者　橋本　明子
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１２４４号
広島県東広島市西条町寺家7115番地１　舛長学生アパートＡ101号
債務者　松岡　英治
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２８５号
広島市西区己斐上５丁目38番17―501号
債務者　新惠　浩子
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３２６号
広島市佐伯区五日市中央６丁目４番10号
債務者　藤井　和代
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２２１号
香川県丸亀市郡家町2270番地　サーパス郡家第２―1004号
債務者　来田　　隆
1　決定年月日時　平成22年９月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで　高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第１４９８号
福岡市東区下原４丁目15番10―801号
債務者　村上　紀子
1　決定年月日時　平成22年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１８３６号
福岡市博多区東比恵３丁目13番49―104号
債務者　佐藤　和哉
1　決定年月日時　平成22年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１８７９号
福岡県筑紫郡那珂川町片縄東１丁目17番16―202号　東峰マンションリバーステージ那珂川
債務者　アーツこと　赤間　慎司
1　決定年月日時　平成22年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１８８０号
福岡県筑紫郡那珂川町片縄東１丁目17番16―202号　東峰マンションリバーステージ那珂川
債務者　赤間知歌子
1　決定年月日時　平成22年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで　福岡地方裁判所第４民事部